

**長野県告示第655号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市武石余里字ホドガイ 715 の 9、754、755 の 1、755 の 2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第656号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上水内郡小川村大字瀬戸川字南向10489 の 2、10510 の 2、10511 の 1、10511 の 2、10512 の 1、10515 の 1、10516 の 1、10517 の 3
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第657号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年12月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県長野建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年1月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月19日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 道路の種類 県道
- 路線名 信濃信州新線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡小川村大字高府4409番の5地先から 長野市信州新町越道1297番の10地先まで	旧	m 2.8～23.2	km 0.4230
同 上	新	8.7～29.9	0.4230

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年1月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月19日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 路線名 信濃信州新線
- 供用を開始する区間
上水内郡小川村大字高府4409番の5地先から
長野市信州新町越道1297番の10地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年12月19日

道路管理課